

医療法人 若葉会

様式 1

事業報告書		
医療法人整理番号	00646	
報告期間	自	令和7年4月1日
	至	令和8年3月31日
1 事業報告書の概要		
(1) 名称	医療法人若葉会	
	分類①	社団（出資持分あり）
	分類②	その他
	分類③	基金制度不採用
(2) 事務所の所在地	都道府県	鹿児島県
	市区町村	薩摩川内市
	町名・番地	若葉町 1 - 2 1
	建物名	
	従たる事務所の記載はこちら	
(3) 設立認可年月日	平成9年3月25日	
(4) 設立登記年月日	平成9年3月21日	
(5) 理事長の氏名	姓	岩切
	名	直人
	役員及び評議員の人数	3
	役員及び評議員	記載はこちら
2 事業の概要		
(1-1) 本来業務（病院、診療所）	記載はこちら	
(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら	
(2) 附帯業務	記載はこちら	
(3) 収益業務	記載はこちら	
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら	
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら	
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら	
(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら	
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら	
(9) その他	記載はこちら	

添付書類
様式1～6
(添付書類)
1、事業報告書
2、財産目録
3、負債対照表
4、損益計算書
5、関係事業者の取引の状況に関する報告書
6、監事の監査報告

[illegible]

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

事業報告書

2-(1) 本來業務

(開設する病院、診療所（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)

[illegible]

2-(1) 本来業務
(開設する病院、診療所（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)

[illegible]

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書

2-(1) 本来業務

(介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

[illegible]

2-(1) 本来業務
(介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)

[illegible]

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書

2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

[illegible]

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	

注)
1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証券の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

[illegible]

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

[illegible]

様式 2

法人名 医療法人 若葉会

※医療法人整理番号 00646

所在地 鹿児島県薩摩川内市若葉町1-21

財 産 目 録
(令和 8年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	230,623 千円
2. 負 債 額	34,837 千円
3. 純 資 産 額	195,786 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	39,219
B 固 定 資 産	191,404
C 資 産 合 計 (A + B)	230,623
D 負 債 合 計	34,837
E 純 資 産 (C - D)	195,786

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人若葉会
所在地 鹿児島県薩摩川内市若葉町1-21

※医療法人整理番号 00646

貸借対照表
令和8年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	39,219	I 流動負債	22,016
II 固定資産	191,404	II 固定負債	12,821
1 有形固定資産	181,790	(うち医療機関債)	0
2 無形固定資産	2,408	負債合計	34,837
3 その他の資産	7,206	純資産の部	
(うち保有医療機関債)	0	科目	金額
		I 出資金	5,000
		II 積立金	18,000
		(うち代替基金)	
		III 評価・換算差額等	172,786
		純資産合計	195,786
資産合計	230,623	負債・純資産合計	230,623

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人若葉会
所在地 鹿児島県薩摩川内市若葉町1-21

医療法人整理番号	00646
----------	-------

損 益 計 算 書
自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			141,834
2 事業費用			166,116
本来業務事業損失			24,282
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
附帯業務事業利益			0
事業損失			24,282
II 事業外収益			11,825
III 事業外費用			97
経常損失			12,554
IV 特別利益			
V 特別損失			66
税引前当期純損失			12,620
法人税等			71
当期純損失			12,691

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式5

法人名 医療法人 若葉会
所在地 鹿児島県薩摩川内市若葉町1-21

※医療法人整理番号	00646
-----------	-------

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員又はその近親者が代表である法人	有限会社 岩切 コンタクトレン ズ	鹿児島県薩摩川内市 若葉町1-21	48,265	コンタクトレン ズ販売	コンタクトレン ズ販売委託	借入金の返済	10,000	長期借入金	0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 若葉会

理事長 岩切 直人 殿

私は、医療法人若葉会の令和7会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和8年5月19日

医療法人 若葉会

監事 橘木 広司

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第51条第2項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第3条に規定する重要な会計方針の記載及び第22条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。